

# IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.15 (2008 年 4 月～7 月)

財団法人日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

エネルギーを含む様々な価格高騰の影響が経済や生活に陰を落とす中、一連の G8 洞爺湖サミット関連会合が終了しました。梅雨明け宣言後の急激な暑さで、熱中症や光化学スモッグへの注意が呼びかけられる一方、省エネ型の家電製品の好調な売れ行きが報道されています。国際エネルギー機関 (IEA) の田中事務局長は今回の価格高騰を「第 3 次石油危機」と表現しているように、エネルギー安全保障と地球温暖化対策が喫緊の課題として日常的に報道され、各国において国内対策の議論が活発化しています。

今回の洞爺湖サミットにおいては、16 カ国の首脳が参加する主要経済国会合 (MEM) も開催され、次期サミット議長国イタリア首相の招聘で来年も開催することになりました。先進 8 カ国のみでは議論しきれない地球規模の課題が複雑に絡み合いながら山積する中、引き続き気候変動の次期枠組み交渉への貢献を目指すことになりました。

そこで本稿では、2008 年 4 月から 7 月にかけての注目すべきポイントを中心に、地球温暖化防止政策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括 山下ゆかり

## 目次

1. G8 サミット (文責 佐々木宏一) .....	2
2. AWG-KP 第 2 約束期間に向けて京都メカニズム改善の課題をリスト化(文責 田上貴彦)....	3
3. 地球温暖化対策をめぐる国内議論が活発化 (文責 樋口岳彦) .....	5
4. 米国上院、排出量取引法案を否決、舞台は 2009 年次期政権へ (文責 小松昭) .....	7
5. APP、活動の裾野広がる (文責 和田謙一) .....	9
6. EU における航空部門、および CCS に関する検討 (文責 坂本智幸) .....	11
7. ロシアの影響力 (文責 武川昌男) .....	13
8. 韓国の気候変動関連政策—産業界、原単位目標を自主宣言 (文責 金星姫) .....	15
9. インドが気候変動に関する国家行動計画を発表 (文責 田上貴彦) .....	17
10. 京都議定書目標達成計画の進捗点検、概ね順調との報告 (文責 小川順子) .....	19

## 1. G8 サミット

日本が議長国を務める 2008 年の G8 サミットは、3 月の「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」（いわゆる G20）を皮切りに、7 月の「洞爺湖首脳会議」まで一連の会合が開催されてきた。地球温暖化に主に関連した会合としては、3 月に千葉で開催された G20、5 月に神戸で開催された環境大臣会合、6 月に青森で開催されたエネルギー大臣会合、そして 7 月の首脳会合にて締めくくりのための議論が行われた。

今回で最後の開催となる G20 では、技術、資金、将来枠組み等に焦点を当てた議論が行われ、技術開発、投資拡大、気候変動の適応と森林減少への対応が共有されるとともに、G20 が将来枠組みに関する UNFCCC のプロセスに対する有効かつ補完的なインプットとなることが確認された。

環境大臣会合では、現在国際社会が直面する地球環境問題の脅威を認識し、各国、地域そして世界全体のあらゆるレベルでの対応を一層強化していくことが再確認され、特に、気候変動に関する途上国支援のための資金として多国間の新たな基金を創設することを日、米、英が表明した。

エネルギー大臣会合では、G8 に中国、インド、韓国の大臣を加え、省エネルギーと炭素回収・貯留（CCS）の促進について共有がなされ、国際省エネルギー協力パートナーシップ（IPEEC）の宣言文が採択された。

締めくくりの首脳会合では、温暖化対策の長期目標に関して「2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50% の削減を達成する目標というビジョンを、UNFCCC のすべての締約国と共有し、かつ、この目標を UNFCCC の下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求める」としている。中期目標に関しては、「可能な場合には、まず可能な限り早く排出量の増加を停止するために、野心的な中期の国別総量目標を実施する」としている。また、省エネルギー、再生可能エネルギー、CCS 等の促進と途上国への資金支援プログラムの支持が表明された。

最後に洞爺湖では、今回が最後とされていた、米国の提唱で始まったエネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合（MEM）が開催され、今後も対話を継続することで合意がなされた。

（文責 佐々木宏一）

（出所）

- ・ G8 北海道洞爺湖サミットホームページ <http://www.g8summit.go.jp/index.html>
- ・ 環境省ホームページ “気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する第 4 回閣僚級対話（グレンイーグルズ対話）の議長サマリーの発出について（お知らせ）”  
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9535>
- ・ 北海道洞爺湖サミットホームページ “関連会合文書” <http://www.g8summit.go.jp/doc/kanren.html>
- ・ 北海道洞爺湖サミットホームページ “成果文書” <http://www.g8summit.go.jp/doc/index.html>

## 2. AWG-KP 第 2 約束期間に向けて京都メカニズム改善の課題をリスト化

京都議定書における附属書 I 国についての今後の約束に関する第 5 回第 2 部アドホックワーキンググループ (AWG-KP5.2) が 6 月 2 日から 12 日にかけてドイツ・ボンで開かれた。AWG-KP5.2 では、3 月から 4 月にかけてタイ・バンコクで開かれた AWG-KP5.1 の結論を受けて、排出削減目標達成のための手段としての①排出量取引とプロジェクトメカニズムの改善、②土地利用、土地利用変化および森林 (LULUCF) の取り扱い、③対象とすべき温室効果ガス、セクターおよび排出源カテゴリーならびにセクター排出に対するアプローチなどが検討された。排出量取引とプロジェクトメカニズムの改善については、締約国から見解が表明され、AWG-KP 議長権限によりリスト化が行われ、次のようにまとめられた。

### リスト (1) 排出量取引およびプロジェクトメカニズムの改善に関して締約国により表明された見解のリスト

#### (ア) CDM・JI

- ◇ 対象 (LULUCF、CCS、原子力、セクター CDM など<sup>1</sup>への拡大。JI については CDM から JI への締約国の卒業、REDD<sup>2</sup>への拡大など)
- ◇ 実効性と効率性 (CDM 理事会の監督的役割の拡大、事務局の役割など)
- ◇ 環境十全性と追加性 (標準化された、複数プロジェクトベースラインの開発<sup>3</sup>、ポジティブリスト<sup>4</sup>、フリーライダープロジェクト<sup>5</sup>の基準など)
- ◇ CDM・JI へのアクセシビリティ (ホスト国による特定タイプのプロジェクトの優遇など)
- ◇ 持続可能な発展への貢献、副次的便益を発生させる能力および技術移転 (CER 需要の一部を特定のプロジェクトタイプや特定の締約国へ割当、CDM プロジェクト (省エネなど) の副次的便益の増加など)

#### (イ) 排出量取引

- ◇ 対象 (非附属書 I 国への拡大など)
- ◇ 実効性と効率性 (国レベルまたは地域レベルの排出量取引制度間のリンキング、約束期間リザーブ<sup>6</sup>など)

#### (ウ) 横断的問題

- ◇ キャリーオーバー制限<sup>7</sup>の見直しなど

<sup>1</sup> ここでは、セクターレベルで定められたベースラインを下回る排出削減についてのセクターへのクレジット付与、国ごとの緩和行動に基づくクレジット付与など

<sup>2</sup> 森林減少・劣化による排出の削減 (Reducing Emissions from Deforestation and Degradation)

<sup>3</sup> CDM の方法と手続きでは、ベースラインはプロジェクト個別ベースで設定されなければならないとされている。

<sup>4</sup> 特定のプロジェクトタイプ (または特定の締約国) について追加性テストを免除すること

<sup>5</sup> CDM があってもなくても行われたであろうプロジェクト

<sup>6</sup> 附属書 I 国が国家登録簿中で、ERU、CER、AAU および RMU の保有量が下回らないよう維持しなければならないレベル

<sup>7</sup> 国家登録簿に保有されている ERU・CER の次期約束期間への繰越しについては上限値が定められている。

また、いくつかの課題については、現在の約束期間中の適用が検討しうるとして、第 4 回京都議定書締約国会合（CMP4）での検討が勧告された。そのような課題の AWG-KP 議長権限によりまとめられたリストは次のとおりである。

## リスト（2）現在の約束期間内の適用について検討の可能性がある問題のリスト

### （エ）CDM・JI

- ◇ 実効性と効率性（ケースごとの意思決定の CDM 理事会から事務局への委任、レビュー要請の方法の変更、不服申立てプロセスの導入、事務局の中立性の確保、質の悪い指定運営機関（DOE）についてのペナルティの導入など）
- ◇ 環境十全性と追加性（ベンチマークの開発など）
- ◇ CDM・JI へのアクセシビリティ（小規模プロジェクトの方法および手続きの簡素化など）
- ◇ 持続可能な発展への貢献、副次的便益を発生させる能力および技術移転（プログラム CDM の拡大、環境上の副次的便益が大きいプロジェクトにとってのバリアへの対応など）  
など

前者のリストについては AWG-KP6.1（2008 年 8 月ガーナ・アクラ）で結論が採択されるよう、引き続き作業が行われることになるとともに、後者のリストについては CMP4（2008 年 12 月ポーランド・ポズナン）で検討される予定である。

（文責 田上貴彦）

### （出所）

- ・ Emissions trading and the project-based mechanisms: Draft conclusions proposed by the Chair, FCCC/KP/AWG/2008/L.8, 2008 年 6 月 12 日  
<http://unfccc.int/resource/docs/2008/awg5/eng/l08.pdf>

### 3. 地球温暖化対策をめぐる国内議論が活発化

今年から京都議定書の第一約束期間が始まり、日本国内においても地球温暖化問題への取組に関する議論が活発化した。特に、2006 年度の温室効果ガス排出量が 13.4 億トンと基準年度比 6.2%増となった現状を鑑み、EU 等で既に導入されている排出量取引制度や環境税などの経済的手法の導入の是非をめぐる本格的な議論が始まった。

3 月には環境省・経済産業省がともに経済的手法に関する検討会を立ち上げた。環境省の「国内排出量取引制度検討会」は 5 月 20 日に発表した中間まとめの中で、4 つの具体的な制度オプション試案を提示するに至った。一方、経済産業省は「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」を開催し、個別具体的な制度設計や前提条件等の検討、諸外国の制度の運用実態調査などを行った。

また、低炭素社会に向けた様々な課題について議論を行うため、福田首相は有識者を交え「地球温暖化問題に関する懇談会」を開催した。低炭素社会の実現を目指して排出削減を進めるための政策手法、特に経済的な手法について議論を進めた。懇談会はこれらの結果を提言に取りまとめ、福田首相に提出した。

こうした動きを受け、福田首相は 6 月 9 日の記者会見で「低炭素社会・日本をめざして」と題したスピーチを行い、いわゆる「福田ビジョン」の内容を発表した。概要は以下の通り。

- 2050 年に世界全体で CO<sub>2</sub> 排出量の半減を実現するため、日本は 2050 年までの長期目標として現状（2005 年）から 60～80%の削減を目指す。
- 2020 年までに EU と同程度の 2005 年比 14%の削減が可能との見通しを示した上で、来年の然るべき時期に我が国の国別総量目標（中期目標）を発表することとした。
- これらの目標達成に向けた具体的な政策として、まず革新技術の開発と既存先進技術の普及を挙げ、「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」を洞爺湖サミットにおいて提案することを表明した。
- 我が国におけるゼロ・エミッション電源の比率を 50%以上に高め、太陽光発電導入量を 2020 年までに現状の 10 倍、2030 年には 40 倍に引き上げる目標等を掲げた。
- 排出量取引制度については、今年の秋に国内統合市場の試行的実施を開始することとし、その際にはマネーゲームの排除が重要と述べた。
- 税制に関し、道路財源一般財源化後の用途の問題にとどまらず、環境税の取扱を含めた税制全般のグリーン化を進めるほか、地球環境税のあり方についても研究する。
- 国民主役の低炭素社会を実現していくためにはライフスタイルを変えていく必要があるとし、7 月 7 日を「クールアース・デー」とすることを表明した。

これに対し産業界からは、国内排出量取引制度の導入に関して、従来の自主行動計画の成果が主張されているほか、国による強制的な排出枠の設定やオークション制度への反対、海外への資金流出や途上国への生産シフトへの懸念などが示されている。

こうした流れを受け、環境省・経済産業省の両検討会は国内排出量取引の試行的実施に

係る具体的な検討を進め、それぞれ現行の自主行動計画をベースとした任意参加型の枠組みを提示した。今後、具体的な制度設計に向けた動きが更に加速していくことが予想される。

(文責 樋口岳彦)

(出所)

- ・ 首相官邸ホームページ  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/index.html>  
<http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/06/09speech.html>
- ・ 環境省ホームページ  
[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/seido\\_conf/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/seido_conf/index.html)
- ・ 経済産業省ホームページ  
[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/k\\_6.html](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/k_6.html)
- ・ 社団法人日本経済団体連合会ホームページ  
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/speech/comment/2008/0609.html>
- ・ 社団法人日本鉄鋼連盟ホームページ  
<http://www.jisf.or.jp/news/comment/080609.html>
- ・ 電気事業連合会ホームページ  
[http://www.fepec.or.jp/about\\_us/sonota\\_2008/1187064\\_1367.html](http://www.fepec.or.jp/about_us/sonota_2008/1187064_1367.html)

#### 4. 米国上院、排出量取引法案を否決、舞台は 2009 年次期政権へ

米国の気候変動政策の行方を示すものとして国内外の注目を集めた排出量取引（キャップ・アンド・トレード）導入法案（Lieberman-Warner Climate Security Act of 2008、上院 3036 号議案）が 2008 年 6 月 6 日、米国連邦上院議会で採決され、賛成 48 票、反対 36 票で議事妨害行為阻止に必要な 60 票を得られず、事実上、廃案となった<sup>8</sup>。しかし、採決には次期大統領候補の共和党マケイン議員や民主党オバマ議員など多数の議員が参加していない。これらの棄権票のうち、支持を表明している 6 議員の票を加えると合計 54 名の上院議員が同法案を支持したことになる。

排出量取引制度(キャップ・アンド・トレード)は、過去に 2 度にわたり採決に付されているが、2005 年の前回の採決では 38 票しか支持票を集められなかった。気候変動問題を所管する環境公共事業委員会ボクサー委員長は、実質的に過半数の支持票を得たことで次期政権下での法案成立の道筋ができたとし、今回の採決を画期的な前進だとするコメントを即日発表している。

なお、今回否決された法案<sup>9</sup>は 2007 年 12 月の環境公共事業委員会を通過した時の内容から全面的な変更が加えられている。最も注目されるのは京都議定書が採用するオフセットクレジット(CDM/CER)に対し、5%の利用枠が設定されたことである。委員会通過案では、新興国に対し米国と同等の規制措置を求めることを法案の基本前提にしていることから、同等の措置を採らない途上国由来のクレジットを認めていなかったが、今回の修正案では「同等の規制」についてはこれを条件化し、その上でクレジットの利用を認める形を採っている。これは国際クレジット市場とのリンケージを意識したものであり、米国が国際協調路線に対応するという大きな踏み込みの現れであるともいえる。

次に眼を引くのは、セーフティバルブと称される市場価格に上限を設定する価格キャップ制の扱いである。価格キャップ制は、コスト安定化を求める経済界からの強い意向がある中、市場に歪みを与えるとしてリーバーマン・ウォーナー法案では採用していなかったものである。これに対し、今回の修正案では、価格キャップと同等の効果を与える新オークション制度<sup>10</sup>が盛り込まれている。

もうひとつの焦点としては WTO との抵触が問題視される輸入規制条項がある。輸入規制条項については適用開始年度が 2019 年から 2014 年に繰り上げられるなど、産業界保護に

---

<sup>8</sup> 共和党の議事妨害行為に対し、民主党が打ち切り動議を提出。これが否決されたことで最終採決につながる次のステップに進む道が閉ざされたため、事実上廃案となったもの。なお、上院議員総数は 100 名。

<sup>9</sup> 今回提出法案は、連邦議会予算局(CBO)の指摘に基づき、2007 年 12 月の環境公共事業委員会の通過案(2191 号議案)から想定される歳入および歳出の調整が施され、新たな法案番号(3036 号議案)に変更された。さらに本会議審議でボクサー議員により大幅な修正が加えられた修正案(4825 修正案)として提出されている。

<sup>10</sup> 通常のオークションとは別個に、将来排出枠のオークション用プール化や基準価格幅の設定からなる第 2 オークション制度 (Cost Containment Auction)。

立ち全面的に強化され<sup>11</sup>、集票に向け導入反対派勢力への配慮が滲み出た内容となっている。

一方、これらの改訂は本法案の根幹となる重要条項であるにも拘らず、上院本会議に向け修正条項案として今回新たに提出されたもので、所管委員会の審議を経たものではない。また、本会議においても提出後、短期間で打ち切りとなった結果、十分な論議が行われていないという批判がある。また、民主党内を見ても複数議員から修正事項を支持しない旨の意見が表明されるなど、必ずしも民主党議員を中心とする導入派のコンセンサスを得てはいない。こうした状況を考え合せると、次期政権下で提出される最終的な法案に今回の修正条項が反映されるかどうかは定かではない。今後、国内では排出枠初期配分などの制度設計を巡り、直接的な影響を受ける産業セクターおよび議員間で激しい駆け引きが展開されると思われる。

一方、2020年に2005年比19%削減という1990年レベル近辺を基準とした排出削減目標数値については変更がなく、議論の対象にすらなっていない。大統領選マケイン共和党候補やオバマ民主党候補も、2020年目標値は1990年レベルを採用しており、環境推進派においても2020年の中期目標で京都議定書目標やEUの主張する目標値とのギャップ(2020年1990年比20%削減)を埋める意志は見られない。この点は今後の対米国際交渉では明確に認識しておかねばならない事項であろう。

今回の法案提出においては連邦議会を通過した場合でもブッシュ大統領が拒否権を行使するということが伝えられており、現政権下での法案成立は現実的ではなかったといえる。いずれにせよ、米国の地球温暖化問題における中心施策と位置付けられる排出量取引制度(キャップ・アンド・トレード)導入の可否は、次期政権へ先送りされた。2009年にはいよいよ、制度導入を支持する大統領の下で審議が行われる。米国連邦議会の審議動向は、同タイミングで展開する国連他の国際交渉に大きな影響を与えることは間違いない。

(文責 小松 昭)

(出所)

・ CRS Report 2008年5月30日

Climate Change : Comparison of S.2191as Reported (nowS.3036)with Proposed Boxer Amendment

・ Pew Center,

Summary of the Boxer Substitute Amendment to the Lieberman-Warner Climate Security Act

・ Carbon Control News2008年6月23日 Boxer pursues senate talks to bridge political gaps on climate bill

・ Stabenow 他上院議員 10名連名によるリード上院院内総務およびボクサー環境公共事業委員長宛文書  
2008年6月6日

---

<sup>11</sup> 所管コミッショナーの設置、製品輸出国における同等の規制基準など。



## 5. APP、活動の裾野広がる

2006 年 1 月、本格的に活動を開始したクリーン開発に関するアジア太平洋パートナーシップ (APP) は、鉄鋼や電力、セメントなど産業分野ごとにクリーンで効率的な技術の開発、普及、移転に取り組んでおり、日本が積極的に推し進めようとしているセクター別アプローチを実践する場として機能するようになってきている。この 2 年半の間に 110 を超えるプロジェクトが立ち上がり、活動の裾野も着実に広がってきている。ここでは、その事例をいくつか紹介したい。

### ① アウトリーチ

国際鉄鋼協会 (IISI) は、2007 年 10 月に開かれた理事会で、世界の鉄鋼業が独自に効率目標を作り、改善に向けて取り組んでいくことを発表、2008 年 4 月には CO<sub>2</sub> 排出データ収集プログラムを開始した。これは APP6 ヶ国<sup>12</sup>で行っていた活動を、60 ヶ国、180 の製鉄会社が参加する世界的な取組に拡大されたものである。このように、国際的な業界団体と連携を深める動きはアルミニウムタスクフォース (TF) と国際アルミ協会 (IAI)、セメント TF と WBCSD セメント産業部会など、ほかの TF でも見られるようになってきている。また、閣僚会合や政策実施委員会などには、IEA やアジア開発銀行も参加しており、APP の枠を超えた協働、連携が見られるようになってきている。

### ② TF の拡大

運輸部門からの CO<sub>2</sub> 排出は全排出の約 20% を占め、その約 8 割は自動車からの排出となっている。現在、中国の自動車保有は 100 人あたり 2.4 台、インドでは 1.4 台に過ぎないが (日本は 59.2 台、アメリカは 82.1 台)、今後、これらの国では経済発展にともないモータリゼーションが進み、自動車からの CO<sub>2</sub> 排出が大幅に増えることが見込まれている。他方、日本では、自動車単体の燃費改善に加え、信号システムや道路整備による交通流対策、エコドライブといったユーザー対策など、さまざまな取組を積み重ねてきた結果、運輸部門の CO<sub>2</sub> 排出は 2001 年を境にピークアウトしている。日本は今回、道路交通 TF の立ち上げを提案し、加盟国間でその取組の重要性が確認された。今後、日本の経験や技術を共有し、道路交通分野における CO<sub>2</sub> 排出抑制につながる協力が期待される。本年秋頃にワークショップを開催し、具体的にどのような取組を実施するか話し合い、次回の会合で検討結果を報告することになった。

### ③ 今後の見通し

APP はブッシュ政権のイニシアティブを生き立ちとすることから、アメリカの政権が替わる来年 1 月以降も活動が継続するのに関心が集まっている。2008 年 5 月に開かれた第 5 回政策実施委員会 (PIC) において、2008 年後半にカナダで、2009 年前半にオース

---

<sup>12</sup> 米国、豪州、日本、韓国、中国、インド

トラリアで PIC、さらに中国で閣僚会合と、具体的に来年一杯の活動日程が決まった。特に、APP に対して態度をあいまいにしていた中国が、来年の閣僚会合をホストする意向を示したことは意義深く、今後の活動継続に弾みがついた形になった。

(文責 和田謙一)

(出所)

- ・ 経済産業省 News Release 「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (APP) 第 5 回政策実施委員会 (PIC) の結果について」

<http://www.meti.go.jp/press/20080523008/20080523008.pdf>

## 6. EU における航空部門、および CCS に関する検討

2008 年 3 月 13、14 日に欧州理事会が開催され、同年 1 月に欧州委員会から提出された気候変動とエネルギーに関する包括提案について、さらなる作業の前進のためのガイドラインが示された。そのなかで、同指令案が 2008 年までに合意に達せられるとともに 2009 年のできるだけ早い時期に採択・実施されるよう要請している。現在、閣僚理事会、及び欧州議会は共同手続きに従い包括提案に関する詳細な議論を行っている。そこで、本稿では、本年 7 月 8 日に欧州議会で承認された航空部門の欧州域内排出量取引制度 (EU-ETS) への参加と 6 月に開催された欧州議会環境委員会で審議されている炭素固定化技術 (CCS) の促進のためのインセンティブ付けに関する議論を概観する。

航空部門の EU-ETS への参加については 6 月に開催された一連の国連における会議においても主要な議題となっている。また、CCS は実施に関わる費用の大きさから、インセンティブを付与するための施策も重要である。このような状況の中、今回の欧州議会の決定、及び審議は、今後の国際的な取組を論ずる際の起点となることも考えられ、その重要性は高いと言える。

### ① 航空部門の EU-ETS への参加

EU での航空燃料油課税導入の頓挫が、航空部門の EU-ETS への参加に関する議論の背景に存在する。EU は 1999 年頃から航空燃料油に対する課税を検討しており、欧州委員会や欧州議会では EU から離陸するすべての航空機燃料への租税措置導入について議論が行われた。しかし、シカゴ条約 (1944 年) による燃料油への関税の禁止もあり、税制導入には至らなかった。その後、EU 域内における航空需要の増加を背景に航空部門における対策の検討が再燃し、2003 年の欧州排出量取引指令の採択などもあり航空部門への対策として ETS の利用も検討されるようになった。欧州委員会から 2006 年 12 月に EU-ETS 統合案が提出され、閣僚理事会や欧州議会において議論が行われることとなった。本年 7 月 8 日には、これまでの審議を踏まえて修正された統合指令案が欧州議会で承認された。今回承認された修正指令は、航空部門を EU-ETS 第 2 フェーズの最終年 (2012 年) から対象とすることとし、同部門の排出上限は対象後の初年度 (2012 年) が 2004 から 2006 年の平均排出量の 97%、その後は 95%まで引き下げることとなる。2013 年以降のオークション、及び排出上限比率は、第 3 フェーズにおける EU-ETS 改正案を通じた見直しが行われるものと見込まれる。今後は閣僚理事会による正式な承認が行われることになる。加盟国政府は、承認された修正指令が官報に公表されてから 1 年以内に国内法による対応を行うことになる。

### ② CCS へのインセンティブ付与

CCS については、欧州議会環境委員会のメンバーである C. Davies 議員から CCS 指令案に関する修正案が示された。その内容は、2015 年以降、設置される全ての化石燃料発電所に CCS 整備を備えるよう求めるもので、本年 1 月の指令案では火力発電所に対する期限を定めた設置義務化は見送られていた。6 月の欧州議会環境委員会では、CCS の設置義務化

は時期尚早であるとの意見が多く、期限を有する導入目標の策定は難しい状況である。また、同氏は貯留した CO<sub>2</sub> について 1t ごとに取引可能なクレジットを発電事業者へ付与することで普及促進を図ることを提案しているが、委員会における正式な議論は行われなかったようである。しかし、CCS の普及には経済的インセンティブも必要であり、今後、CCS によって地中に埋められた CO<sub>2</sub> をクレジット化し、EU-ETS において取引可能とするための議論も活発化するものと思われる。

以上のように、EU における航空部門と CCS に関する議論を概観したが、現在の EU における議論は国際的な取組を論ずる際に与える影響は決して小さくない。今後も EU における気候変動、エネルギー政策の動向には留意することが必要であろう。

(文責 坂本智幸)

(出所)

- ・ 3 月 13、14 日の欧州理事会会合  
[http://www.eu2008.si/en/Meetings\\_Calendar/Dates/March/0313\\_EC.html](http://www.eu2008.si/en/Meetings_Calendar/Dates/March/0313_EC.html)
- ・ 航空部門の EU-ETS 対象化に関する欧州議会のプレス  
[http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress\\_page/064-33577-189-07-28-911-20080707IPR33572-07-07-2008-2008-false/default\\_en.htm](http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/064-33577-189-07-28-911-20080707IPR33572-07-07-2008-2008-false/default_en.htm)
- ・ CCS に関する提案 (C. Davies)  
<http://www.euractiv.com/en/climate-change/mep-davies-coal-big-gains-co2-storage-2020/article-172102>
- ・ CCS に関する欧州委員会ホームページ (指令案などが参照可能)  
[http://ec.europa.eu/environment/climat/ccs/eccp1\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/climat/ccs/eccp1_en.htm)

## 7. ロシアの影響力

2008 年 6 月 20 日、国際的な専門家チームからのコメントが無いまま、京都議定書に於けるロシアの「適格性 (Eligibility)」が認められた。ロシアから国連に提出された文書類や、国別登録簿等のシステムに不備が無かったためである。既に ITL (International Transaction Log) との接続は終えており、ロシアは「国家間排出量取引 (International Emission Trading)」と「共同実施のトラック 1 (Joint Implementation, Track1)」の実現に向けて大きく前進し、自国内での手続きを決めさえすれば実行できる段階にきている。

ロシアが「ホットエア」と呼ばれる余剰排出枠 (AAU : Assigned Amount Unit) を多く保有していることは広く知られている。また、ロシア政府は、京都議定書第 1 約束期間中に 3 億 t-CO<sub>2</sub> 分を上限に AAU を ERU (Emission Reduction Unit) に転換してよいとしている<sup>13</sup>。既に登録されたプロジェクトによる CER (Certified Emission Reductions) の発行総量が 13 億 t-CO<sub>2</sub> と見込まれている<sup>14</sup>ことを考えると、これは無視できない大きさである。

「共同実施のトラック 1」の場合は、ロシア国内での手続きを定めさえすれば、ある程度の範囲内で国家が自由に ERU を発行することができる。国連のウェブサイトには、既に 78 件 (6 月 18 日時点) のロシアでのプロジェクトが登録されており、これらが承認されて動き出せば、クレジットの需給 (特に第 1 約束期間の後半) に少なからぬ影響を与えることが考えられる。

過去、京都議定書の発効を巡って、そのキャスティングボードを握ったのはロシアであったし、「G8 (+5)」の場でもロシアの意向が与える影響は少なくない。こうした国際交渉上の優位性を活かし、ロシアが自国に有利な条件を獲得しようとすることは想像に難くない<sup>15</sup>。既に国際関係上の条件交渉が終わっているのかどうかは定かではないが、6 月 27 日にロシアがホスト国となって開催された「EU・ロシア首脳会議」では、友好的な雰囲気の中で話し合いが行われたと言われている。

ロシアは EU 諸国に大量の天然ガスを供給しており、冷戦時代でもその安定供給がそこなわれたことは無かった。加えて、EU では気候変動対策上、石炭や重油からの天然ガスへの燃料転換は必要不可欠であり、相互依存の関係は深まる傾向にある。これに JI プロジェクトを仲立ちとして両者の関係が強化されていく可能性は十分にある。EU にとっては、京都議定書での目標設定の際に東欧諸国が果たした位置づけの様に、次期枠組み、或いはその後の枠組みが先進国に厳しいものとなっても、ロシアとの友好関係があれば柔軟に対応していけるからである。ロシアには、老朽化して効率が悪くなった発電所の改修やガスパイプラインからの漏出防止等による温室効果ガスの排出削減ポテンシャルが多く、EU は、これらの削減対策に伴うロシアへの技術移転が可能であり、両者はエネルギー・環境の面で互恵関係にある。

<sup>13</sup> 「UNFCCC Technical Expert Meeting on Joint Implementation」

[http://www.climate-strategies.org/uploads/Bonn\\_workshop\\_report\\_Oct\\_2007.pdf](http://www.climate-strategies.org/uploads/Bonn_workshop_report_Oct_2007.pdf)

<sup>14</sup> UN Web Site (<http://cdm.unfccc.int/Statistics/index.html>)

<sup>15</sup> 京都議定書発効の際には、ロシアの WTO 加盟問題が交渉の材料となったと言われている。

ロシアはこれまで、「第 2 約束期間での削減目標は認めない」とのポジションを表明していたが、本年 5 月に就任したメドベージェフ新大統領は、エネルギー・環境政策の大転換を示唆し、「再生可能エネルギーの導入」や「エネルギー効率の改善」が重要であり、そのための予算措置や補助金制度の導入も検討するとしている。上院議員 (Sergei Mironov 氏) もこれに従い「京都議定書、及びポスト京都の枠組みは極めて重要」とのポジションを表明するに至っている。

ロシアは、自国内のエネルギー政策を変革するとともに、国際政治の場においても影響力を発揮しようとしているとも言える。もとよりロシアは中国、米国に次ぐ世界第三位の温室効果ガス排出国であり、その動向が与える影響力は大きい。京都議定書後の将来枠組みについても、ロシアの行動が今後の国際交渉の流れを左右していくことが予想される。

(文責 武川昌男)

(出所)

- UNFCCC Web Site  
[http://unfccc.int/files/kyoto\\_mechanisms/compliance/enforcement\\_branch/application/pdf/eligibility\\_list\\_20\\_june\\_2008.pdf](http://unfccc.int/files/kyoto_mechanisms/compliance/enforcement_branch/application/pdf/eligibility_list_20_june_2008.pdf)
- Russia warms to Kyoto and emission cuts (5 June 2008, Carbon Positive)  
<http://www.carbonpositive.net/viewarticle.aspx?articleID=1113>
- EU-Russia Summit: The start of a new age  
[http://www.eu2008.si/en/News\\_and\\_Documents/Press\\_Releases/June/2706KPV\\_EU\\_Rusija1.html](http://www.eu2008.si/en/News_and_Documents/Press_Releases/June/2706KPV_EU_Rusija1.html)
- Looking Beyond Oil (2 July 2008, Moscow Times)  
<http://www.themoscowtimes.com/article/1016/42/368682.htm>

## 8. 韓国の気候変動関連政策－産業界、原単位目標を自主宣言

今年に入り韓国の気候変動関連の動きが加速化しつつある。韓国では 2001 年に気候変動枠組条約に関連する政府の対応を審議・調整する目的で国務総理室に気候変動対策委員会が設置された。しかし、気候変動対策基本法をめぐっては国際交渉や産業界の負担などを理由に立法には至らず、法的・制度的基盤構築が課題となっている。とりわけ、国内削減目標に関しては、具体的数値目標を明らかにした場合、2013 年以降における国際交渉に不利になることを理由とし反対する産業資源部（現知識経済部）と具体的数値の提示を主張する環境部が対立していた。このような状況の中、昨年 12 月に発表された第 4 次気候変動対応新国家戦略では、削減目標に関する具体的数値が初めて提示されたのである。本戦略では、産業界による自主的削減計画および省エネルギー投資により 2012 年までに 2005 年比 3.2%削減（約 180 万 t-CO<sub>2</sub>）する等、一部の削減数値が明らかになった。

一方、今年、韓国では政権交代が行われ、新政権の気候変動政策の骨格は今年 3 月 21 日の環境部業務報告にて提示された。同報告では、非産業分門の温室効果ガス排出量を 2012 年までに 2005 年水準（約 2 億 5,000 万 t-CO<sub>2</sub>）から 20%削減し、バイオ燃料の普及率を 1%から 3%に引き上げるとの目標を提示している。

そして、今年 6 月 25 日、韓国産業界は自主的に「付加価値基準の温室効果ガス原単位」を 2005 年比で 40%削減することを宣言した。25 日午前、全国経済人連合会（全経連）、大韓商工会議所（大韓商議）、中小企業中央会（中央会）など経済団体と半導体、石油、石油化学、自動車、製紙、鉄鋼などの 28 業種団体の代表が集まり宣言式を行った。各業種団体はエネルギー効率や温室効果ガス原単位の改善方法やその目標を自主的に選択できるとされている。宣言文には成果を公開することや削減のために専門人材を育成すること、低炭素型製品の開発を進めることなどが盛り込まれている。今後、実践主体として、全経連、大韓商議、中央会の副会長らを共同委員長とする「気候変動対応のための産業界自発的実践協議体」が設置される。

一方、産業界の自主宣言が行われた 25 日、新政権の「気候変動対応総合基本計画（案）」の公聴会が国務総理室主催で行われ、気候変動関連基本法の制定（9 月に草案作成予定）、エネルギー税の炭素税への租税改編、排出権取引制度の導入などが推進事項として挙げられた。排出権取引制度に関しては、今年末に基本計画案を作成し、2009 年から 2012 年までに試験的に導入し、2013 年以降本格的に実施するとしている。

総理室の気候変動企画団団長は 2020 年の国内温室効果ガス排出量が 2005 年比 37.7%増加し約 8 億 t-CO<sub>2</sub>に達するとの見通しと 2020 年の BAU (Business As Usual) 水準から 10~15%削減が可能との見解を示した。しかし、この発言が国家削減目標として捉えられたことで、自主的原単位目標を設定した産業界および経済関連省庁から批判が集中したことから翌日の 26 日、総理室は、数値は研究機関による削減ポテンシャルを説明したに過ぎず、国家の温室ガス削減目標を提示したものではないと弁明するに至っている。

現在、韓国の気候変動関連の動きは加速しているものの、各省庁間の意見は依然として対立しており、その足並みは揃っていないのが現状である。上記気候変動対応総合基本計

画は各界の意見を反映し、7月に確定される予定となっている。

(文責 金星姫)

(出所)

- ・ 韓国環境部 2008 年度業務報告書  
<http://kr.news.yahoo.com/service/news/shellview.htm?linkid=11&articleid=20080627135620359f7&newssetid=464>
- ・ 全国経済人連合会ホームページ、2006-06-25、<http://www.fki.or.kr>
- ・ 国務総理室ホームページ、<http://pm.go.kr/index.jsp>
- ・ 気候変動第 4 次総合対策関連プレス発表、 2007 年 12 月 17 日
- ・ 政府、気候変動対応総合基本計画（案）公聴会開催、2008 年 6 月 25 日
- ・ 総理室、国家温室ガス削減目標未提示、2008 年 6 月 26 日
- ・ E-Today、2008 年 6 月 27 日、  
<http://kr.news.yahoo.com/service/news/shellview.htm?linkid=11&articleid=20080627135620359f7&newssetid=464>



## 9. インドが気候変動に関する国家行動計画を発表

インドのシン首相は 6 月 30 日、気候変動に関する国家行動計画を発表した。国家行動計画は、首相の気候変動に関する委員会のもとで作成された。国家行動計画は、次の 8 つの優先国家事業に焦点を当てており、太陽エネルギーの国家事業が卓越した位置を占めている。

- ① 国家太陽事業：太陽エネルギーの利用と同時に、原子力、風力、バイオマスなどの拡大の必要性を認識。
- ② エネルギー効率改善のための国家事業：すでに開始されている事業・プログラムにより、第 11 次 5 年計画の期末（2012 年）までに 10,000MW の節約を予測。4 つの新しいイニシアティブ（省エネ証書、高効率機器の優遇税制、DSM への資金提供および金銭的手段）を実施。
- ③ 持続可能な居住環境に関する国家事業：3 つのイニシアティブ（省エネ建築物法の拡張、一般廃棄物管理（廃棄物発電）、公共交通へのモーダルシフト）を実施。
- ④ 国家水資源事業
- ⑤ ヒマラヤエコシステム維持のための国家事業
- ⑥ 緑のインドのための国家事業：すでに 6 百万 ha の植林を行う緑のインドキャンペーンを発表、森林面積の国家目標は現状の 23% に対して 33%（いつまでに？不明）。荒廃地における緑のインド事業を予定、当初予算 6000 千万ルピー（約 1600 億円<sup>16</sup>）を特定財源化。
- ⑦ 持続可能な農業のための国家事業
- ⑧ 気候変動についての戦略的知識に関する国家事業

また、超臨界技術を含む発電部門における温室効果ガス緩和などのその他のイニシアティブが技術的文書として添付されている。

シン首相は、「この惑星の市民それぞれが等しい大気空間をもつべきであり、人口当たり温室効果ガス（GHGs）排出の長期的な収れんが地球大での合意の唯一の公平な基礎であると考えている」と述べ、この文脈で、インドの人口当たり GHG 排出が先進国のそれを超えないようにするという約束を再確認した。

気候変動に関する委員会の最初の会合は 2007 年 7 月 13 日に開かれ、検討が行われてきた。国家行動計画では、温室効果ガスの目標設定には言及されなかった。また、現在のインドの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量についても触れられておらず、他の機関の文献やデータに基づき、インドの人口当たり CO<sub>2</sub>排出量は 1.02t-CO<sub>2</sub>/人であり世界平均 4.25t-CO<sub>2</sub>/人よりもかなり低いこと、また、さまざまな措置の結果としてインドのエネルギー集約度は 1980 年度以降急速に下がってきており先進国のうちエネルギー集約度が低い国に匹敵すること

---

<sup>16</sup> インド・ルピーの 6 月 30 日付け TTS レート 2.63 円で計算。

が述べられているに過ぎない。

今後、目的、戦略、行動計画、予定およびモニタリング・評価基準を詳細化した包括的  
事業文書が作成され、首相委員会に 2008 年 12 月までに提出される。委員会が定期的に事  
業の進捗レビューを行い、それぞれの事業について毎年の実績に関する報告が公表される。  
国家行動計画は、それを取りまく条件の変化に伴い変更や発展を行うこととされている。

(文責 田上貴彦)

(出所)

- ・ 首相府プレスリリース, 2008 年 6 月 30 日  
<http://pmindia.nic.in/prelease/pcontent.asp?id=765>
- ・ 気候変動に関する首相委員会, 気候変動に関する国家行動計画, 2008 年 6 月 30 日  
<http://pmindia.nic.in/Pg01-52.pdf>

## 10. 京都議定書目標達成計画の進捗点検、概ね順調との報告

2008 年 3 月に閣議決定された改定「京都議定書目標達成計画」においては、2008 年に第 1 約束期間が開始されたことを踏まえ、個々の対策について政府が講じた施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行うことが決定された。具体的には、毎年 6 月頃に、地球温暖化対策推進本部において、全ての対策評価指標等について、前年度に実施した施策の実施状況、当該年度に実施予定の施策内容等を明示することとしている。これを受けて、2008 年 6 月 19 日～7 月 3 日にかけて、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会業界別ワーキンググループ会合が相次いで開催された。

今回の一連の審議会では、各省庁が所管する対策についての進捗管理の状況についての報告が行われた。環境省は我が国の京都議定書目標達成計画にかかわる全体的な進捗状況を説明するとともに、経済産業省は主に自主行動計画と国内クレジット制度さらには省エネルギー法の改正および新エネルギー政策、国土交通省は自動車単体対策、住宅・建築物の省エネルギー性能向上、農林水産省は森林吸収源対策およびバイオ燃料、総務省は放送業界等の所管業界の状況を中心に進捗状況を説明し、どの対策もおおむね順調に進んでいることが示された。

一方、委員からの発言が多く挙げられた項目は、「LCA 評価」と福田ビジョンで示された「排出量取引の試行」であった。LCA 評価については、技術的に難しい点があることを認識した上でも、総合的な評価を行うためには LCA 評価が重要という意見が大半を占めた。また、排出量取引の試行では、さまざまな意見があがっていたものの、「これはあくまで試行であり、導入の前提であるものではない」との回答を環境省が行った。

今後は、年内を目途に、地球温暖化対策推進本部又は地球温暖化対策推進本部幹事会において、次年度以降に強化・追加が必要な対策・施策等を検討する予定である。その際には、可能な限り全ての対策評価指標等について、点検の前年度の実績値を明らかにするとともに、今回の点検を受けて行った検討の結果を踏まえ、次年度以降に実施予定の予算案・税制改正案、法案等を含む対策・施策について検討を進める予定である。

(文責 小川順子)

(出所)

- ・ 2008 年度産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会合同会議 資料  
<http://www.env.go.jp/council/06earth/y069-04a.html>  
<http://www.env.go.jp/council/06earth/y069-05a.html>
- ・ 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合 (第 31 回) 資料